

令和6年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第4号）

1 令和6年9月30日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8番	森 ルイ	9番	上青木 至
----	------	----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	岡田愛子
--------	------	----	------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷川正芳	副町長	小田 博
教 育 長	佐々木智彦	総務課長	坂田 誠
企画課長	竹下良二	税務課長	平道龍二
住民課長	亀井成美	会計課長	岡田貴美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	川本亮之
地域経営課長	三村竜也	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	山本秀樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 大崎上島町懲罰特別委員会の中間報告を求める件について

第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認
について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

暫時休憩をいたします。

10時から再開いたします。1時間休憩いたします。

午前 9時01分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

本定例会における9月10日の一般質問において、道路維持、修繕、管理の発言に不適切な発言がありますので、法第129条の規定により、議長の命令で発言の取消しを命じます。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、大崎上島町懲罰特別委員会の中間報告を求める件についてを議題といたします。

お諮りします。

懲罰特別委員会の中間報告を求めたいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会の中間報告を求める件について決定されました。

渡辺年範委員長、演台にお進みください。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） それでは、大崎上島町懲罰特別委員会委員長として中間報告をさせていただきます。

今回の懲罰特別委員会の設立に至った理由としては、一般質問の発言が発端であって、あくまでも要望書が提出された後に内容を審議したところ、不適切な発言であることが認められ、議長及び議会運営委員会から当該議員に発言の撤回及び謝罪をするよう説得を試みましたが、当該議員の意思が固く拒否され、議員の態度が改められなかったので、懲罰特別委員会を設置いたしました。

その後、今回の要件につきましては、審議していく過程の中で再度、関係書類を確認し、各種機関へ照会をしながら懲罰に該当するものかどうかも含めて進めてきた結果、懲罰は議会の運営を円滑にするため、本会議または委員会における秩序違反に対して科す制裁であることから、その対象となる行為は原則として本会議、委員会における行為に限定される。議員が議会外で行った言動は、たとえ社会的に非難されるもの、または刑事事件

に該当するものであっても議会の懲罰の対象にはならないということが判明し、懲罰動議の要件を満たしていませんでしたので、それ以上の審議をすべきものではないと判断するに至り、終了することといたしました。

ただし、本件の発端となった当該議員の発言は到底許されるものではなく、委員会の参加者は全員一致で本人の謝罪を強く求めます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） この件につきまして、27日に呉の先生のところに行きました。そのとき言われたことは次の点を確認してほしいとのこと、後々のことがありますからということでした。

それでは1点目、私の記憶では今までに懲罰委員会を立ち上げたことはないと思うんですが、ありましたか。2点目、懲罰委員の方々に伺いますが、今回の懲罰委員会を立ち上げたのは要望書が提出されたからか。答弁はイエスかノーでいいですから。これは委員長の答弁でいいです。

以上、これだけ2点です。

○議長（信谷俊樹君） 委員長。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 懲罰委員会がこれまであったかどうかという件に関しては、懲罰委員会はこれまで我が大崎上島町の議会ではありませんでした。

なお、付け加えますが、今回の件は広島県議長会及び全国議長会に問い合わせたところ、まれなケースで、ほとんどこういうケースはないという回答をいただいております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） それでは、本題に入ります。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） すみません、もう一つ。2つ目に答えてない。

もう一件、要望書があったから懲罰委員会を立てたのですかということなんですが、要望書があったから直接委員会を立ち上げたのではなく、要望書の内容は適切かどうか、議会運営委員会に諮って皆さんで検討していただいた結果、不適切であるという判断の下に議長及び委員が発言した議員に対して撤回を求めるよう要請しましたが、いずれも固辞さ

れました。そのため、特別委員会を設置する以上は、議会最終日のぎりぎりの線まで森若議員の謝罪を待っておりました。しかし、森若議員の謝罪がなかったため、やむを得ず懲罰委員会を設置したのが現実であります。

なお、なぜその日にしなければいけなかったかといいますと、議会最終日であり、会期不継続の原則があるので、その日にやらなければそのことがなかったことになりますので、急遽特別委員会を開いたほうがいいのかという判断に至り、議長にお願いして全協を開き、全協でその過程を説明して、全員一致で特別委員会を設立したというのが過程です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 10月10日にアポを取っていました。じゃが、早いほうがよいと思いましたので、27日に行きました。要望書、私の一般質問、議事録、先日録音させていただいたボイスレコーダーを持っていき、そのときにいろいろアドバイスをいただきました。そのときに言われたことは、森若議員が一般質問の中で、町道、農道、県道前期を受注されたが、入札の結果の中で異論はないと言ったことが、要望書の中では落札者3件に対して懐疑的な発言をしたと言っているが、どの部分を捉えて言ってるのか理解できないとのことでした。次に、〇〇な会社という、事実無根ででたらめで悪意のある発言をしたとのことだが、この言葉は一般質問、議事録に目を通しましたが、そのような発言は見えないとのことでした。これが一番大事なことですけど、先生が提出された要望書に目を通したときに、日付の間違い、提出者の印鑑がありませんよと、このようなものは怪文書の類いであり、そのようなものによって懲罰委員会を立ち上げるのは無理があると言われた。

そこで、委員長に次の点について聞いてこいがあります。

まず1点目、委員会を立ち上げた日。2点目、提出者の印鑑のない怪文書のような要望書で委員会を立ち上げた理由と、それとどうしても立ち上げなければならなかったのか、その理由を聞いてきなさいということでした。3点目、私が9月18日に頂いた9月13日付の要望書には提出者の印鑑がありませんでしたが、27日にアドバイスを受けるために頂いた9月13日付の要望書には印鑑がありました。いつ要望書を差し替えたのか。4点目、差し替えたのであれば、誰が何のために要望書を提出者の下に行き、印鑑をいただいてきたのか。

以上の4点です。まず、この4点の説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） もう一回、一つ一つ質問してください。1番目は。1番目は何の質問でした。判がないこと。

○2番（森若 厳君） いいや、委員会はまずいつ立ち上げましたか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 委員会は、議会の最終日だったから9月18日です。

それと、2番目は。2番目をもう一回質問をお願いします。2番目の質問をお願いします。

○2番（森若 厳君） 提出者の印鑑のない怪文書のような要望書で委員会を立ち上げたのかと。それとも、どうしても立ち上げなければならない理由があったのか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） この件に関しましては、議長が印鑑がないものは受け付けないということで、議長の指示の下、印鑑をもらいにいきました。

以上です。

○2番（森若 厳君） 3点目は。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 3点目は何じゃった。

○2番（森若 厳君） 3点目は、9月18日に自分が頂いた要望書には提出者の印鑑がなかった。それが、27日にアドバイスをいただくためにもろうた要望書には、同じ9月13日付じゃけど、印鑑があった。ほいじゃけん、要望書を差し替えたのかって聞いたん。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 別に差し替えた、差し替えるの問題ではなく、要望書の印鑑をもらった時点で正式に受理という点で、その前は印鑑がなかった書類です。ですから、説明をするために、その書類を見ていただく時点で正式に受理された要望書が印刷されたか、それともその前の要望書が印刷されたか、その辺は明確ではありません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 今の答弁だったら、18日に印鑑をもらったんなら、当然当事者であるわしのところにもその印鑑がついた要望書が来るはずじゃろう。わしが27日に言ったけん初めてこれに気がついたんで。言ってなかったらこれに気がついてないよ。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 何遍も言うように、議会運営委員会を2日続けて開いて、2日続けて議員は休まりました。その間、我々は、不当発言であるから取り消すように、謝罪するよにということを要望し続けました。

何じゃったか、もう一回説明を。

○４番（浜田幸造君） 要望書に印鑑がない。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 印鑑。だから、正式な文書であることは、議長のところへ印鑑があった要望書が提出されたので、それが正式な受理だと思っております。

なぜ１８日に立ち上げたかといいますと、さっきも答えたように……。

○１番（閑田大祐君） 森若さん本人のところへ何でいかなかったのか。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員は黙っておいて。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） なぜ本人のところに要望書が届かなかったかといいますと、本人が欠席したのも理由であります。

○２番（森若 厳君） 委員長おかしいじゃろう……。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） １８日。

○２番（森若 厳君） ほうよ。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待ってくれ。もっと短く整理して質問と話をしてくれるか。

○１番（閑田大祐君） 議長。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待て、待て。２人が。

○２番（森若 厳君） 委員長に。

○議長（信谷俊樹君） 森若さん、ちょっと待ってくれ。

閑田議員、短く。

○１番（閑田大祐君） 委員長に補足しておきますと、今、森若議員のところに要望書が届かなかった理由としては議長宛ての文書だからだと思いましたが、それで間違いはないですよ。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員さん、もうちょっと簡略に明確に言うてください。お願いします。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） はい、分かりました。

○議長（信谷俊樹君） 日にちがあっちに飛んだり、こっちに飛んだりすると皆に誤解を招いたり、混乱するんで。判この件は私が言います。

判この件は、議長宛てに要望書が来たんですけども、そのときには公印というか、代表者の名前がなかったんで、これは要望書じゃなくてただ紙を持ってきただけで、これでは駄目ですよという話をして、その後に責任者の判こを取りにいったというのが事実で。ほ

んで、17日の日にあって、18日の日は18日で切れるんでというところの分で話をしたはずですよ。その辺をもう一度明確にしてあげてください。

渡辺議員。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 要望書に判があるかないかで何か結論が変わってきますか。

○7番（水橋直行君） そこはいいんじゃないですか。

○1番（閑田大祐君） ええ、そこはもう。

○議長（信谷俊樹君） はいじゃあ、閑田議員が言いよった話と整合性が取れんようになるんですけど、閑田議員、もう一回お願いします。

はい。

○1番（閑田大祐君） 要望書はあくまでも議長宛てに届いたものであって、ですので森若議員のところに直接届くことはないとは私は認識したわけですけども、いかがでしょうか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） そのとおり。

○議長（信谷俊樹君） 分かりました。

はいじゃあ、森若議員。

○2番（森若 厳君） 分かりました。

今、閑田議員のほうから、委員長があやふやなことを答弁しましたからフォローされましたけど、はいじゃあこの要望書の提出者の下へ議長が印鑑をもらいに行きました。議長のとこへ出てきたというんじゃないったら。

○議長（信谷俊樹君） 私のところへ来たけん私が取りに行くべき問題じゃない。みんなで行けばええ。誰が取りに行こうがここに判こがあるというのが事実のことであって、誰が取りに行ってもいいんです。そういうことは問題じゃないと思います。

○2番（森若 厳君） じゃあ、どなたが行きました、委員会の中の。

○議長（信谷俊樹君） はい。

○1番（閑田大祐君） あれは議会運営委員会の後ですか、議長と私と副議長と3人で当事者のところへ伺いました。

○2番（森若 厳君） 議長と自分と委員長も行った。

○議長（信谷俊樹君） はい。

○2番（森若 厳君） それはちょっとおかしいじゃろう。委員会を立ち上げたんなら、

委員長が一番の責任者じゃろう。

○7番（水橋直行君） 委員会を立ち上げる前じゃろう。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 前。

○2番（森若 厳君） いやいやほいても、最後まで聞け。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。終わってから言うて。

○2番（森若 厳君） 委員会を立ち上げて、今言うようにその頭の委員長が行ったというなら分かるが、委員長が抜けとって議長と副議長と閑田さんの3人で行って、おかしいじゃろう。何のために委員長がおるんよ。不備があったんなら委員長がもらいに行くのが当然の筋じゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺委員長。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） いいですか、判こをもらいに行った後に立ち上げたんですよ。判こをもらいに行く前に委員会は立ち上げてはおりません。

○議長（信谷俊樹君） ということです。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 今言いましたように、なかなか話がかみ合っておりませんが、この委員会を立ち上げる以上、自分は何らかの処分を受けると思いますが、最初の出始めのころ言いましたように、入札に関しては異議がありませんとはっきり言い切った文章の中で、何でああいう懐疑的な発言をされたと言われたのか不思議でならん。そういうものを基にして処罰を受けることには納得がいかない。

また、この先このようなのがあったら大変困りますので、先生の方に、委員の方にも私と同じように何らかの処分を求めることは可能ですかと尋ねますと、不可能ではないと思いますと言われた。そのときにはしっかりと相談に乗りますと。私としては、委員長を含め6人のうちの3人に対してはそのようなことはしたくないと言うと、それは無理ですと。訴えるときには6人、しないなら全員ですと。

このたびの件で一番責任があるのは、あのような理解に苦しむ内容の要望書を徴して、あまたの関係者に迷惑をかけた提出者。次に、私に言わせれば表現は悪いが、その尻馬に乗った議員。委員会として、要望書を提出した人に謝罪文等の提出を求めるつもりがありますか。私としては決して事を荒立てるつもりはありませんが、覆水盆に返らずという言葉がありますように、私の名誉を守るために何らかの対応を考えるつもりです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） この懲罰特別委員会は全て秘密会にして行いました。ですから、秘密会ですから、会議の内容は一切漏れてないはずですよ。したがって、発議のときから森若議員という名前は一切出しておりません。また、要望書の相手も一切名前を出しておりません。そういうことで、名誉を毀損したと言われても答えようがありません。

それと、委員会を立ち上げることに對して違法はありません。立ち上げることに對して間違いがあったときは全て訂正しなさいということなので、訂正すれば、委員会を立ち上げることが違法であるというアドバイスは聞いておりません。

○2番（森若 徹君） 議長。

○議長（信谷俊樹君） 森若さんはもう終わったんじゃないけえ、もうええ。

質問に對して、水橋議員、違法であるか違法じゃないかというところの。

○7番（水橋直行君） 解釈を。

○議長（信谷俊樹君） うん。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の委員長の発言に對しての部分の補足をしなさいとのことなので補足なんですけど、今回の事案に關して、あくまでも本會議によつて不適切発言があったというのが、要はその内容でいうと、仕事をしているにもかかわらずあたかもしてないような、名誉を毀損されるような発言があったと。それに對して謝罪や議事録の削除と議會だよりでの謝罪掲載等の要望が民間企業からありました。もともとは本會議であつた発言に對して懲罰委員会を開こうという話にもならず、その要望書が來たから懲罰委員会を開こうという対処等もしておりません。

ただし、先ほど委員長が説明したとおりで、議長や他の議員というか、議會運営委員会の委員の中で、当該議員に對して謝罪をしてほしいと。質問に對しては、やっとなる仕事に對してやってないというのをずっと言い続けた内容に對しては問題がある、それは謝罪してほしいというお願いをしていただきました。その上で、私は何も悪いことは言うてないと、ただ謝罪もしないという話であつたので、議員としてその態度はいかかなものかということによつて、それが18日に最終的に議長からの要望も固辞されたということで、その態度はいかかなものかということに對して懲罰委員会というのを立ち上げましょう。これは全協で説明した話なんですけど、本會議に至るまでの全協で議員全員に對して説明をし

た上で、ここの本会議で、そのとき休まれとった森若議員を除く全員一致の下、設置されたのが懲罰委員会です。

何か間違いがあるかな。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ、水橋議員に聞きます。

はいじゃあ、要望書の中にありました、先生がはっきり確認してくださいと言われたことで、ここで自分が3件については入札の結果に異論はありませんと言ったことが要望書の中でどうしてああいう懐疑的な発言をしたというふうに、どの部分を捉えてる。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 委員会の内容になるんですが、ここで発言してもいいですか。

○議長（信谷俊樹君） それは委員長はどがなんですか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） それをしなければ答弁できないのなら仕方がないと判断いたします。

いいですか。私が判断してもちょっと秘密会を漏らしてもいいのかという話なんで。

○7番（水橋直行君） なら、発言を。

○議長（信谷俊樹君） はい。

○7番（水橋直行君） 秘密会なので細かい内容としては控えさせてもらうんですが、流れとしてだったらよろしいですか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） はい、いいですよ。

○7番（水橋直行君） 流れとしてなんですが、本会議においての当該事案に関して、執行部側の責任者の方と森若議員の発言に対しての中で、仕事をしているかしていないかというやり取りが再三繰り返されていたんですけど、それについて、本会議にあった内容そのものなんですが、仕事はしっかりしていると再三答弁したにもかかわらず、それを批判したような内容になっていたのが中身の部分です。細かい部分では控えさせてもらいます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 尋ねたことの答弁になってない。私が聞いたのは、私は入札の件ですから異論はありませんとはっきり言っただろう。それが何で懐疑的な発言になったのか、この部分、それを聞いとるん。要らんことはガタガタ言わんでもええ。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その言葉に対して、これに関しても、この部分に関して不当発言ですよってというのは森若さんと懲罰委員会の中で聞き取りをする上において話をさせてもらってますので、この部分、この部分という細かい部分の話に関してはこの場では控えさせていただきますが、森若さんに説明したとおりです。

○2番（森若 厳君） そこを説明してくれ。

○7番（水橋直行君） いや、じゃけえ、それが中身なので、秘密会として委員会を開いてますので、その中身の細かい部分に対してはここでは差し控えさせていただきますという意味です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、秘密会議は基本的に秘密会議なんで。

○2番（森若 厳君） 分かった、分かった。

○議長（信谷俊樹君） 分かりました。

森若議員、短くお願いします。

○2番（森若 厳君） どっちにしても、今日の報告というものは私も先生のところへ持っていないかんのよ。そのときに先生がどういう判断をされて、どういうアドバイスをくれるかということはわしには理解できんけん、そこでは、相手の考えることじゃから。じゃが、今言いました27日に行ったときにはっきりと弁護士の先生は、こうこうで、はっきり異論がないという言葉が何でこういう懐疑的な発言をしたと言っているのか、そこが理解できない。じゃが、今言うように、委員会の中の細々とした発言だから表に出すことは難しいと。簡単に言ったらそういうことじゃろう。

○7番（水橋直行君） そうです、そうです。

○2番（森若 厳君） 表に出すのが難しい。

○7番（水橋直行君） 表にというか、この場で発言するのは適当ではないという意味です。

○2番（森若 厳君） ほいて、裏ではくれるんだな。要するに。

○7番（水橋直行君） いいですか。すみません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の秘密会に関しても、これは委員長のほうから森若さんに説明させてもらったとおり、そこの中のことを外には持ち出ししてはならないのがこの会ですよという説明を委員長がその場でさせてもらっています。その上で、森若議員が、この内容について、今のこの部分について相談に行きたいんで、この部分について弁護士のほう

と話をさせてもらいたいので録音させてもらっていいかと言うた部分で全部話させてもらってますので。それについては、その委員会の中でも、その部分に関して弁護士の先生と相談する場合に限り持つて出るのはいいですよという、その場での委員で判断をしていますので、委員長以下判断していますので、その部分に関しても全部そのときの話をさせてもらって録音もされてたと思いますので。

それをもって、発言の数か所、数々の中のこういう等の発言があつてそれは不適切と認めますよ、これは侮辱と言われても仕方ないですよという内容に値するという話は森若さんとも直接させていただいた上で録音もされてましたので、それに関して後に周りに僕たちが外に話すのは、そういうことは駄目だと思いますし、その部分に関して森若議員も弁護士と話す上での材料としては問題ないと思いますが、あくまでも秘密会で、外に出さないというのを大条件で、個人の名誉を守るために名前も今までずっと出してませんので、そういう形のやり取りをずっとさせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 森若さん、ええんじゃけども、話をまとめて。あっちへふらり、こっちへふらりってせんようにひとつお願いします。

森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、今、議長より話をまとめてと言われましたので。

委員会としては、あのような要望書を出した人については何のおとがめもなしということですね。いいですね。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） はい、そうです。

○議長（信谷俊樹君） ちゃんと立って言ってくれる。

渡辺議員。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） はい、そうです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 分かりました。

それでは、今言いましたように、今日のこの会議の内容をもちまして後日また呉のほうに伺ってきます。それによって、今さっき言ようたように、覆水盆に返らずと、一遍こぼれた水は元に戻らないと、自分の名誉を守るためには何らかの対応を考えるかもしれませんが、そのときにはご了承ください。

ありがとうございます。いいです。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○ 8 番（森 ルイ君） 18 日の懲罰特別委員会の設置についての発議の前に全員協議会においては、説明の中で、議会運営委員会と議長から謝罪と発言の撤回を申し入れたが、それに応じることがないということで、当該議員に対する懲罰特別委員会の設置についての発議をするという方向になりました。議会が再開される直前にこの説明文が各議員に配られまして、その中での説明については、令和 6 年第 3 回定例会での一般質問における質問の中で、道路の維持管理業務の委託先である業者に対し、事実関係を確認せず、あたかも施工不備をしているかのような誹謗中傷に該当するような言動がありました。このことは懲罰の事由となり得る本会議での無礼な言葉に該当するのではと思われますということで、設置を望みますということでありました。

私の中で認識が足りなかった部分があるんですが、本会議での無礼な言葉というのが懲罰に値するというのは知っていたんですが、その後それで賛成をしました。帰宅後に議員必携——これは議員全員に配られているものですが——を見たところ、懲罰に関しては議員の身分に関する重要な問題であるからこれを放置して長期間にわたって不安定な状態に置くことは適当ではないということで、懲罰事件の処理に当たっては短期時効の原則があり、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならないと規定していると書いてあります。

これを読んだことによって、この発議の際の説明文でいう一般質問があったのは 10 日で発議があったのは 18 日なのでこの 3 日以内というものの要件を満たしてないと思ひまして、その日のうちに議会運営委員長でもあり、発議の提案者でもある渡辺議員に電話をして、これはおかしいんじゃないかということでお話をしました。その際に渡辺議員から説明があったものは、その発議の説明文の中では本会議での無礼な言葉ということで、この議員必携の中にある懲罰事由の——全部で 7 項目あるんですが——7 項目の中の（3）番目にある本会議や委員会での無礼の言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をした場合ということで地方自治法第 132 条に当たるもの、これが発議の理由で、実際は（4）番の議長や委員長から発言の取消しや禁止、退場等を命じられてこれに応じなかったような場合ということで、地方自治法第 129 条、標準委員会規則第 20 条、こっちでやってますと言われました。

私は賛成した身として、発議された内容と違う内容で懲罰委員会が進むことはおかしいのではないかと聞いたんですけども、それについては感情的に答えられて申入れを受け入れていただけなかったもので、その後、議会事務局のほうに連絡をして議会事務局のほう

から全国町村議長会と県の議長会に再度確認を求めました。

渡辺議員にお伺いしますが、私一人がおかしなことを言っているようなことを言われたんですけれども、多数だから正しい、少数だから間違っているということではなくて、法や条例や規則にのっとって議会運営を進める必要があると思います。特に議会運営委員会ということで、私たちは議会運営委員会ではないので、議会運営委員会での懲罰委員会を立ち上げるに当たり、皆さんでこの議員必携をまず読み込んで懲罰委員会を立ち上げるということにしたのかどうか、それについて伺います。あと、私が申入れしたことについて聞き入れられなかったということについても今どのようにお考えか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺委員長。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 確かに、3日の時効というのは認識はありました。認識はあったんですが、あくまでも委員長個人としては解釈でどうにかなるんじゃないか、いわゆる3日という時効は発言から3日ではなく、発言された方が不当発言だと感じてから3日以内に議長に提出しなさいという解釈もできるのではないかと、私個人、あくまでも個人です。私の個人的解釈でいけるんじゃないかという思いがありました。ですがしかし、皆さんと話しているうちに、皆さんとの話合いの中で、うん、それもあるかも分からないけれども、今回はあくまでも議場での発言に対して、要望書に対して議会としてどう答えるか、住民の要望に対してどう応えるかという点に重点を置いたときに何らかの——議員の不当発言ということは委員の中で認めておりますので——謝罪なり取消しなりを求めるのが町民の要望に応えられる一番の方法ではないかという判断の下に、さっき言われたように、議長及び副議長及び一番友達である議員さんに説得に行ってもらいましたが、2日続けて断られました。

ということで、今、森議員が言われたことに対して議論をしなかったわけではありません。認識はありましたけども、そのことは今回問題にならないんだという趣旨の下で委員会を立ち上げました。

○2番（森若 厳君） 議長。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○2番（森若 厳君） 違う、違う。

○8番（森 ルイ君） すみません、私、私。

○議長（信谷俊樹君） 森若さん、落ち着いて。

森議員。

○8番（森　ルイ君）　先ほどの中間報告の中でも、今回の要件につきましては審議していく過程の中で再度関係書類を確認し、関係機関に照会をしながら懲罰に該当するかどうかも含めて進めたということで書いてありますが、本来このような議員に対する懲罰は議会の秩序維持と品位保持のために認められた議会の内部的規律作用であって、公務員に対する懲戒と同じ性質のものであるとあるように大変重いものであります。

なので、私の思いとか、認識が違ったというところで許されるものではないのかなということで、このような要件や関係書類など、各機関への照会は立ち上げる前にやるべきことだったのではないかと思います。今後同じようなことがあった場合に議会運営委員会の進め方としてこのように確認をしっかりとしてから進めるということと。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君）　いいですか。

○8番（森　ルイ君）　はい。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君）　森議員の質問にお答えします。

我々は、あくまでも懲罰委員会は立ち上げたくなかったんです。それは絶対確かなんです。それで、議運の最終日まで待ちました。でも、何の応答もありませんでした。議運の最終日は議会の最終日です。議会が閉会されたら要望書はなかったことになります。それでは住民の要望書が無視することになるので、どうすれば一番よいかという問題だったんです。なぜそうなったかという、会期不継続の原則ということがあって、会期内で起こった事案は会期内で処理しない限り次の会議に持ち越せないという地方自治法上の原則があります。このため、会期を延長する必要がある、その延長のお願いをするまで会議が1時間あるいは2時間の間しかなかったということで、何ぼにもそんな書類を取り寄せて、よその県の議会議長及び全国。

○7番（水橋直行君）　した。それもした上でじゃろう。

○議長（信谷俊樹君）　あんたは黙っというて。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君）　いや、したの。

○7番（水橋直行君）　した、した。したけん3日の文章が出てきたんじゃけえ。さっきの。

○議長（信谷俊樹君）　ちょっと。

○7番（水橋直行君）　僕が説明しましょうか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君）　私の勘違いかな、ほんなら。

○議長（信谷俊樹君）　ちょっと待つて。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） はい。

いや……。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。フォローができるん。

○7番（水橋直行君） はい。

○議長（信谷俊樹君） はいじゃあ、水橋議員、フォローして。

○7番（水橋直行君） 今の議会運営の流れなんですけど、議員必携と機関との連絡をしながらやったらどうだったかという話なんですけど、実際にしております。委員長がしていないような話じゃなくて実際にしており、その3日間という文章に関しても議運の中で議論になりました。実際に、委員長の——今、私見です言うた部分ですけど——解釈の下、取れるんじゃないかという議員もおりましたし、ほかにもおりましたし、3日間、この文章を取ったら3日間を超える話になるんじゃないかという話も出ました。ただ、今さっきから説明しているとおりで、そこの要因としては、その発言が基になっとるのは確かかも分らないんですけど、発言に対して懲罰をするんですかという議論の中で、そうではなくて、謝罪を求めて、その謝罪を求めたにもかかわらず実際にそこは認めていただけなくて、悪うないと固辞した状態に、その部分に対して議員の態度としてはいかがなものか、先ほどから説明したとおりの議論の下、懲罰委員会を立ち上げるという話を議運の中でさせてもらった上で、本会議に諮る前に、これはうちの大崎上島町議会の慣例としてやっていることなんですけど、今の今回のような細かな説明を、本会議で混乱して違うようにとらわれなために、本会議を休憩した後、全員協議会を開き、全議員に対してその説明を聞き、納得していただいた上で、皆さんが賛成して懲罰特別委員会を開いたものと私は理解しております。

また、さっき委員長が私見でっていう部分ですけど、3日間は解釈で取れるっていう話も当然あって、それは何か納得できる部分もありますが、私見だけでいうと、あの文章でいうと個人的には3日間は継続しないと僕はそういう意見だったんですが、その中で、その説明というか、もともと対象外になっている部分なので全協でも説明してないと思いますし、ここの本会議での文書が説明不足だったというのは確かにそのとおりだとこの本会議場で僕も思いましたが、その分、全協で十分説明をしていただいたものと理解しております。委員長も、その旨しっかり説明をしていただきました。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今3日のことも認識されていたようですけども、それで説明が

足りなかったということですが、本来委員会を設置するに当たっての要件が全く違う本会議での無礼な言葉というのと17日の議長や議運からの申入れっていうところでは全く異なることでの懲罰特別委員会、もともとの発端は一般質問の発言であったとしてもその懲罰の事由となる、係ってくる法律も違いますし、これで発議をするということ自体がおかしいのではないかということで、私もその場で気がつかなかったので質疑等はできなかったんですけれども、言葉が足りない、説明が足りないという次元の問題ではなくて物事が違うのではないかと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 確かに、本会議場での発議要件の文書というのは非常に重たいものであろうと思います。そこに本来しっかりとした議論をした上で、文書はきちっと整合性のあるものであるべきであらうということは間違いないとは思いますが、ただこれは委員長も申されたように、もう閉会の予定期日だったわけです、9月18日というのが。

議事録や発言の取消し、削除といったことを要望者は求めておられた。これを実行するには、この9月定例会、会期を延長してでもやらなければいけなかった。そういった様々な事情を含めた上で、我々もいろいろ考えた上で、法律というのが基本的には原理原則的な部分の書き方に留めてあり、解釈次第で、言い方は悪いですけど、何とでもなるようなことが多々あります。我々も、その解釈のところで、何とかならないだろうとかいろいろなことを議論もしました。最終的に謝罪の拒否を理由としたわけですけども、ただそれこそ委員会の中で審議していく過程でこれは該当しないということになったため、今回この委員会を中止することとなったわけではあります。

そうした中で、当然我々の勉強不足だった部分もあるわけですけども、今これをもう中止、要はこの委員会は無かったことという話になるわけですけども、今の段階で、それは森議員も私も知らなかったということを再三申されておりますけども、全会一致、そのとき起立された方が今になってそれを蒸し返す意味というのも私にはよく分かりません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今になってというか、当日の夕方にも渡辺委員長にはお伝えしています。ただ、そのときに動いていただけなかったので、そのときにもし確認を素早くしていただいたらここまで引き延ばされることもなかったのかなということもあり、また今後同じようなことがあった場合にいろんな法的なものも確認をした上で手続を進めていた

だきたいと思いますので、このような質問をしております。

また、議会運営委員会の中で、以前、私は一般質問の通告不受理ということで、口頭で簡条書だからということと言われたことがあるんですけども、その際も書面をお願いします、書面をお願いしますとお伝えしました。議員の権利ですとか身分に関する何を何かやるには口頭ではなくて書面で残しておくほうが今後のことについてもはっきりすると思いますので、例えば今回の場合も議運の中で議長、議運から謝罪を求めたっていうことだったんですが、それについてもこの発議があった当日、渡辺議員に書面などは作っているんですかと確認したところ、そういうのは作っていないと、書面がないと有効ではないということではないという話がありました。

ただ、法的なものが絡んでくることですし、懲罰委員会でもし出席停止ということになれば司法審査の対象にもなることですので、今後の証拠、お互いのためにも残しておくという意味でもそのような謝罪を求める際には書面を作って、それを当該議員が受け入れなかったという事実がはっきり分かるようにしておくべきではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 森議員のご質問に答えします。

森議員は、一旦、懲罰委員会が成立した後に気がつきました。渡辺委員長に相談したところ、何にも動いてくれなかった。懲罰委員会を一旦立ち上げた以上、委員長個人として動きようがありません。懲罰委員会をやめるわけにはいきませんから。ということで、その辺は了解していただきたいと思います。

それと、何じゃったか。

○8番（森 ルイ君） 書類を作って。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） 書類の件ですが、確かに森議員の言われるように、書類でやり取りするのが原則であり、大事なことだと思います。しかし、今回の場合は、あくまでも懲罰委員会を立ち上げる意思はなかったんです、最終日まで。したがって、そういう書類的な発想はする暇がなかった。説得しに行くのに。議員は欠席しておられましたし、その分を一々録音するわけにもいきませんし、また最終日に委員会を立ち上げるのに時間がないところ、また書類で、書簡で往復しようたらまさに期限切れになって会期が終わってしまうという状況でありました。

したがって、森議員の証拠を残せということとはもっともではありますが、今回はそれができなかったということは理解していただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 議長から発言をしますんで、申し訳ないんですけど、ちょっとだけ時間を下さい。

本日の案件については、懲罰委員会を立ち上げる要項について、私も含めて議会事務局がちゃんと調べて、事実確認とか瑕疵とかいろんな問題をちゃんと精査をしてなかったところに全ての責任があると思います。それだからこそ、こういうことになったんだと思っております。皆様には、関係各位の方には大変ご迷惑をかけたと思って反省をし、二度とこういうことのないように事前に調べて、そのものが成り立つか成り立たんかというところまで調べて今後やっていきたいと思っております。取りあえず、このことに関しては大変申し訳なく思っております。議員さん、各位の皆さんには大変失礼しました。申し訳ありませんでした。

という私の発言なので、それを踏まえて発言があればお願いします。

森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ、委員長にお聞きするんですが、仮に要望書がなくてもこの委員会は立ち上げとったんじゃない。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○懲罰特別委員長（渡辺年範君） この要望書がなかったら立ち上げてないと思います。

○2番（森若 厳君） ええ。

○議長（信谷俊樹君） 森若さん、繰り返しじゃけん何ぼやっても同じとこへまた元に戻るんで、あとは皆さんの個人のところの解決法を考えてください。

以上で私のほうから言うこともないんで、これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長において事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会において不適切な言動があります。今後、記録を調査し、処置をしますので、
よろしくお願いします。これは質問も何もありませんということです。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規
定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会するこ
とに決定しました。

これで令和6年第3回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時56分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員